

個人情報開示請求をされる方へ

R8.1月 デジタル政策課

個人情報保護制度は、個人情報の保護に関する法律の定めるところによって、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

個人情報の保護に関する法律では、誰でも市が保有する個人情報（自己の情報に限ります。）の開示を請求することができます。

◆個人情報の開示を実施する機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、春日市土地開発公社

※ 議会に対して開示請求する場合は、議会事務局にお問い合わせください。

◆開示請求方法

実施機関の担当課に、「春日市保有個人情報開示請求書」を次のいずれかの方法で提出してください。

なお、請求に当たっては添付資料が必要です。4ページのフローで必要な書類を確認してください。

- ・担当課窓口に持参
- ・郵送

※ 請求先の担当課が不明な場合や、複数の担当所管にまたがる場合は、デジタル政策課デジタル政策担当宛てに提出してください。

※ 「春日市保有個人情報開示請求書」は、担当課窓口の他、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。

(<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/info/1012010.html>)



◆費用

写しの交付を受ける場合は、1枚につき次の費用がかかります。

閲覧のみの場合は、費用はかかりません。

	白黒	多色（カラー）	CD-R
A3判以下	10円	20円	
A2判、B3判	30円	40円	
B2判	40円	70円	40円
A1判		90円	
B1判	60円		
A0判	70円		

◆開示決定

開示請求の翌日から起算して原則14日以内に決定し、その決定の結果と、開示する日時、場所を文書で通知します。

ただし、事務処理上の困難など正当な理由がある場合は、決定するまでの期間を延長することがあります。延長する場合には、文書で通知します。

◆開示しない情報

- ・本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- ・本人以外の個人に関する情報で特定の個人が識別される情報
- ・本人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報
- ・法人などの正当な利益を害するおそれがある情報
- ・市に対して公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、通例として開示しないこととされているもの
- ・犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・市や国などでの審議、検討または協議などに関する情報で、開示することにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれなどがある情報
- ・市や国などが行う検査、契約、交渉などの事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- ・社会的差別につながるおそれがあると認められる情報

◆交付された写しの郵送を希望する場合の流れ

- ①「春日市保有個人情報開示請求書」と添付書類を提出する。
- ②「春日市保有個人情報（一部）開示決定通知書」と納付書が市から郵送される。
- ③納付書で開示費用を納める。
- ④行政文書の写しを郵送するための切手と開示費用の領収書（原本）とを市に郵送する。
- ⑤行政文書の写しと開示費用の領収書（原本）が市から郵送される。

※ 市から行政文書の写しを郵送する場合は、大切な個人情報を取り扱うため、本人限定受取郵便物として郵送します。

◆死亡した者に関する情報の開示を希望する場合

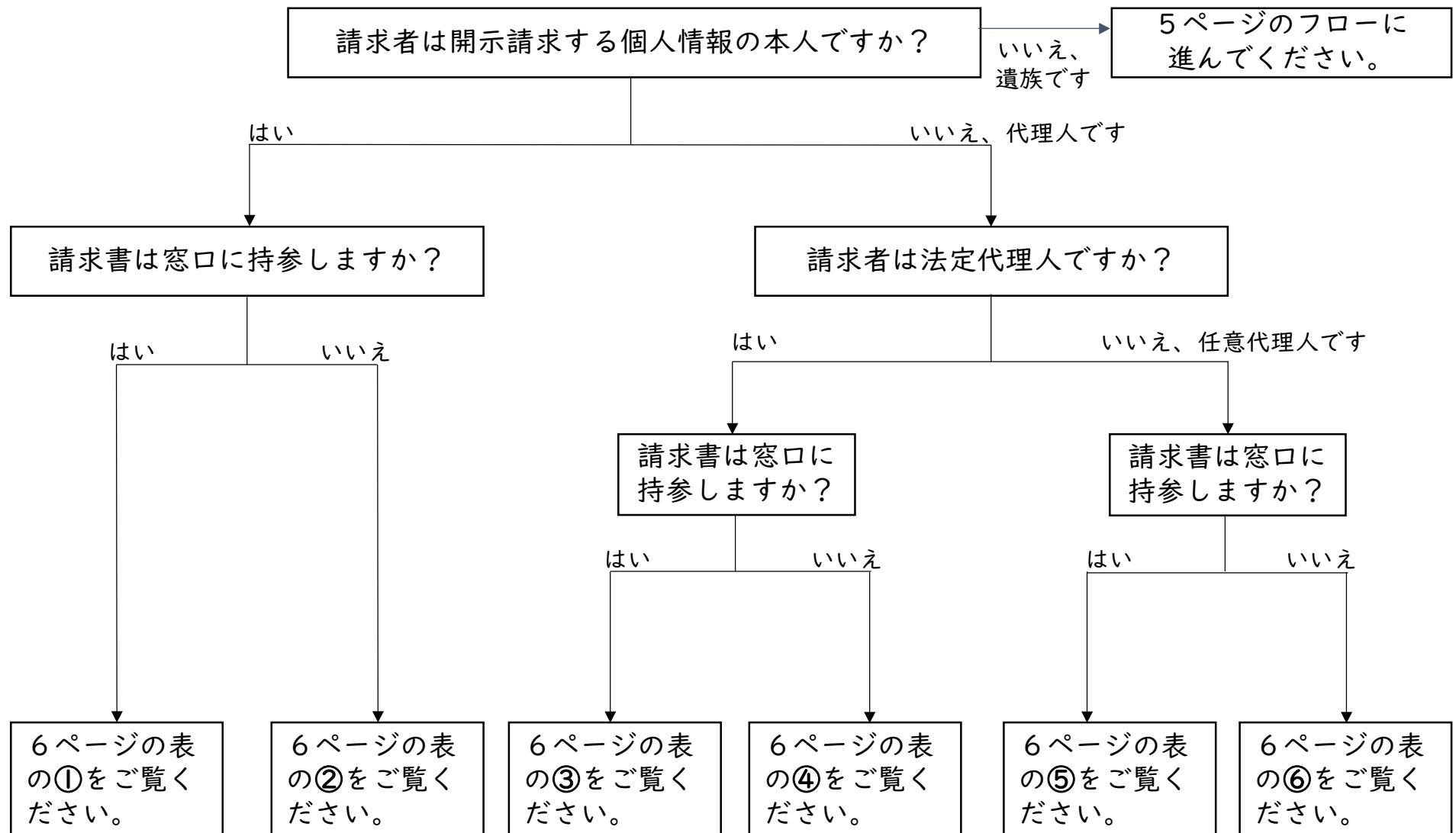
個人情報保護法は、個人情報を「生存する個人に関する情報」に限っており、死者に関する情報については開示請求の対象とはなりません。

ただし、死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合には、その遺族などに関する個人情報となり、開示請求が可能です。

死者に関する情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合として以下のようないわゆる情報があります。

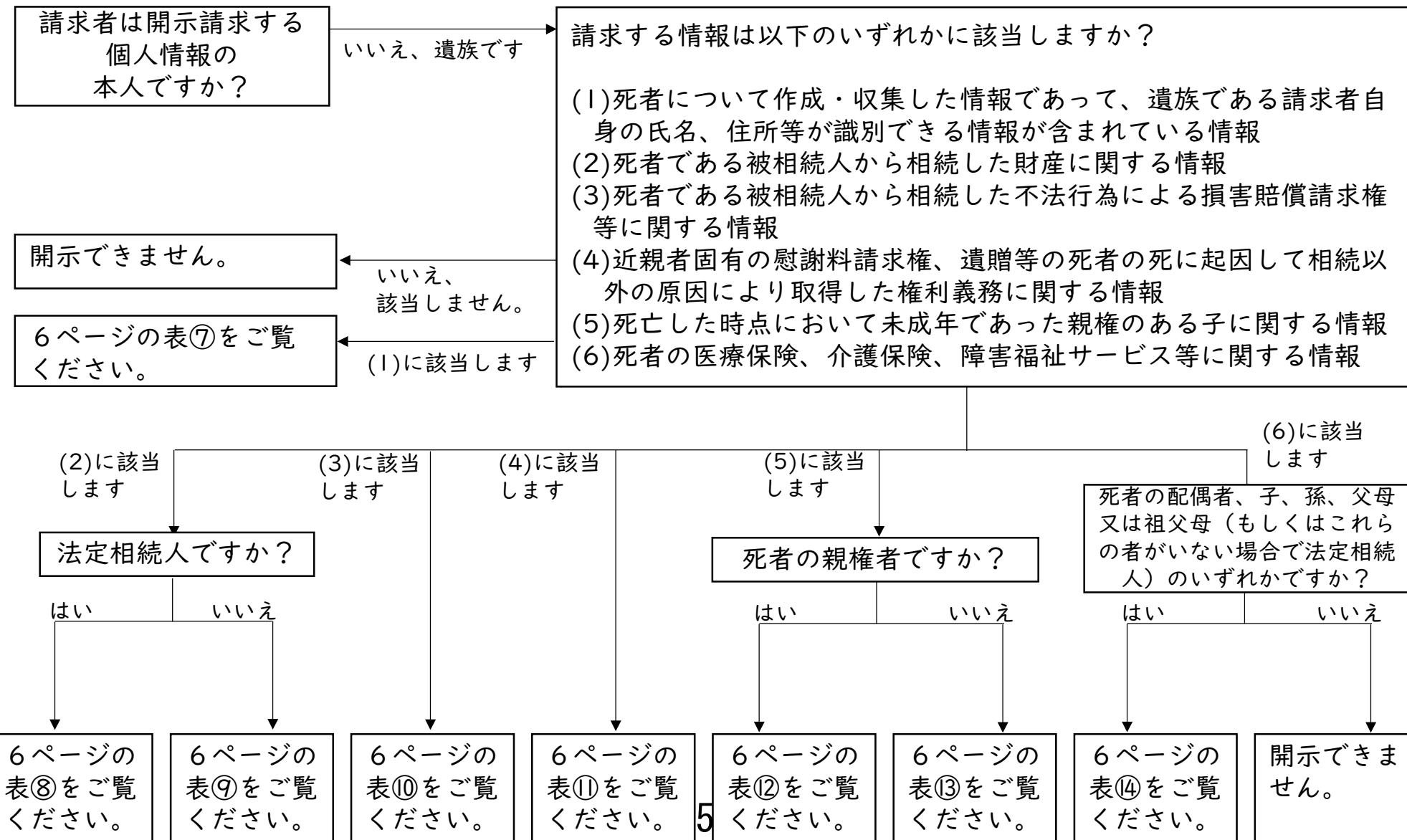
開示請求者となる者	生存する個人に関する情報と見なせる情報
1 (1) 遺族	死者について作成・収集した情報であって、遺族である請求者自身の氏名、住所等が識別できる情報が含まれている情報
2 (1) 死者である被相続人から財産を相続した相続人 (2) 法定相続人	死者である被相続人から相続した財産に関する情報
3 (1) 死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人	死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報
4 (1) 死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者	近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等の死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報
5 (1) 死亡した時点において未成年であった死者の親権者又は法定代理人	死亡した時点において未成年であった親権のある子に関する情報
6 (1) 死者の配偶者、子、孫、父母又は祖父母 (2) (1)がいない場合、死者の法定相続人	死者の医療保険、介護保険、障害福祉サービス等に関する情報

個人情報開示請求をする場合の提出書類確認フロー



個人情報開示請求をする場合の提出書類確認フロー

4ページからの続き



◆個人情報開示請求をする場合の提出書類	フロー図													
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
春日市保有個人情報開示請求書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
開示請求する個人情報の本人であることを確認できる書類（提示で可）※1	●						●	●	●	●	●	●	●	●
開示請求する個人情報の本人であることを確認できる書類※2		●					▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
請求者本人であることを確認できる書類（提示で可）※1			●		●									
請求者本人であることを確認できる書類※2				●	●									
法定代理人としての資格を証明する書類※3		●	●										●	
委任状など代理人としての資格を証明する書類※4				●	●									
死者及び請求者の戸籍謄本								●			●	●	●	
請求者が財産を相続したことを証明する書類								●						
死者が損害賠償請求権等を取得していたことを証明する書類									●					
請求者が損害賠償請求権等を相続したことを証明する書類									●					
請求者が権利義務を取得したことを証明する書類又は遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する書類										●				

▲死者の情報開示を郵送で申請する場合は必要。

※1 「運転免許証」、「個人番号カード」（表面のみ）、「健康保険の資格確認書」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」など

※2 次の(1)・(2)の両方が必要です

(1) 「運転免許証」、「個人番号カード」（表面のみ）、「健康保険の資格確認書」、「在留カード」、「特別永住者証明書」、「特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書」のいずれか1点の写し

(2) 「住民票の写し」の原本（30日以内に作成されたもの。個人番号の記載がある場合は、黒塗りしてください。）

※3 30日以内に作成された、「戸籍謄本」や「成年後見登記事項証明書」など

※4 30日以内に作成された「委任状」に加え、次の(1)・(2)いずれかの対応をしてください。なお、委任状の様式は、市ウェブサイトからダウンロードすることができます。（<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/shisei/info/1012010.html>）

(1) 委任状に委任者の実印を押印した上で「印鑑登録証明書」を添付してください。

(2) 委任者の「運転免許証」など、本人に対して一通に限り発行される書類の写しを添付してください。

